

令和3年5月13日

各 位

武田 真

## 最高裁判決（勝訴確定）に関するお知らせ

武田真が北海道選挙管理委員会に対して、令和2年8月12日に提起した行政訴訟について、北海道選挙管理委員会及び補助参加人高田浩子から、上告及び上告受理申立がなされていましたが、最高裁判所第一小法廷において、令和3年4月12日付で本件を上告審として受理しないとする決定及び令和3年5月13日付けで本件上告を棄却とする判決が下されました。

これにより、武田真の全面勝訴及び補助参加人高田浩子の当選無効が確定したので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 判決のあった裁判所及び年月日

最高裁判所第一小法廷 令和3年5月13日

### 2. 訴訟の経緯

平成31年4月21日執行の砂川市議会議員選挙（以下、「本件選挙」という。）の当選人高田浩子については、本件選挙前から引き続き3カ月以上、砂川市に住所を有しておらず、被選挙権を有していないことは明らかであったことから、武田真は、令和元年5月7日、砂川市選挙管理委員会に対し、当選人高田浩子の当選の効力に関し異議を申し出ましたが、同年6月14日、市委員会は、本件異議申出を棄却する旨の決定を下しました。

同年6月17日、武田真は、北海道選挙管理委員会に対し、市委員会の決定を取消し、当選人高田浩子の当選を無効とする旨の裁決を求めるとの審査を申し立てました。

しかし、北海道選挙管理委員会は、令和2年7月17日、申立を棄却する裁決を下しました。

武田真は、これを不服とし、令和2年8月12日、北海道選挙管理委員会を被告として、裁決を取り消し、本件選挙の当選人高田浩子の当選無効等を求める訴えを札幌高等裁判所に提起しました。

この訴訟については、令和2年12月17日、同裁判所において、武田真の全面勝訴判決が言い渡されました。

その後、北海道選挙管理委員会及び補助参加人高田浩子は、令和2年12月21日、最高裁判所に上告及び上告受理の申立てを行いました。同裁判所において、令和3年4月12日付で本件を上告審として受理しないとする決定及び令和3年5月13日付けで本件上告を棄却とする判決が下されました。

これにより、一連の訴訟が全て終結し、武田真の全面勝訴と補助参加人高田浩子の当選無効が確定しました。

### 3. 上告の提起および上告受理申立てを行った者

上告人兼申立人 北海道選挙管理委員会

同代表委員長 石塚正寛

同補助参加人 高田浩子

### 4. 原判決の表示

札幌高等裁判所 令和2年（行ケ）第2号（令和2年12月17日判決）

### 【武田真のコメント】

本件訴訟については、共産党高田浩子陣営等が組織力・資金力を総動員して選任した複数の有名弁護士事務所からなる弁護団と訴訟代理人を一切選任していない私個人による「本人訴訟」により最高裁まで争われました。

札幌高裁においては、北海道選挙管理委員会の裁決を覆す逆転判決、そして、今般の最高裁判決により、共産党及び北海道選挙管理委員会といった巨大組織を相手にした裁判で全面勝訴が確定しました。

以上のことから、砂川市選挙管理委員会への異議申立時より、私に「正義」があったことは明白であり、この裁判を通して共産党高田浩子陣営による選挙の不正を正すことができました。

これは我が国の民主主義の基本である「選挙の公正」を願う全ての市民にとっても価値ある判決であり、組織力・資金力を背景に選挙の不正を行う勢力から選挙の公正を守り切ることができました。

また、この最高裁判決は、各地で頻発している同様な事件の重要な判例となるものであり、「法治主義」の原則に基づく市町村議員選挙の実現に貢献するものであると考えます。

なお、本来、選挙の公正・適正な執行の役割を担うべき北海道及び砂川市の両選挙管理委員会が、不正を行っていた共産党高田浩子陣営の主張を終始、全面的に擁護したことは、極めて遺憾かつ残念なことであり、両選挙管理委員会は市民に対して、これまでの経過と不正を行った側を擁護した理由について「説明責任」を果たすべきであると考えます。

いずれにせよ、私はこの最高裁判決を契機に、砂川市から「選挙の不正」が一扫されることを願うとともに、このコロナ禍の状況下において、市民からの負託に応えるべく、市民の利益を最優先とした議員活動に邁進していく所存です。

以 上

### 【本件に関するお問合せ先】



メールでのお問い合わせ  
singh.takeda46@gmail.com



HP 公開中  
<http://life.noor.jp/blog/>

## 【補足資料（札幌高等裁判所令和2年12月17日判決より要約）】

### 第1 事案の概要

#### 1 前提事実

##### (1) 当事者等

原告武田真は、砂川市の住民である。原告は、平成31年4月21日執行の砂川市議会議員選挙（以下、「本件選挙」という。）における候補者であった。被告補助参加人高田浩子は、本件選挙における候補者であった。

##### (2) 本件選挙

本件選挙は、平成31年4月21日に執行された。その結果、被告補助参加人が当選人となった。

##### (3) 不服申立て

原告は、令和元年5月7日、砂川市選挙管理委員会に対し、被告補助参加人の当選の効力に関して異議を申し出た。市委員会は、同年6月14日、本件異議申出を棄却する旨の決定をした。

原告は、同年6月17日、被告北海道選挙管理委員会に対し、市委員会がした決定を取消し、被告補助参加人の当選を無効とする旨の裁決を求め審査を申し立てた。

被告は、令和2年7月17日、本件申立を棄却する旨の裁決をした。原告は、同年8月12日、札幌高裁に対し、本件訴えを提起した。

### 2 争点

被告補助参加人は平成31年1月21日～同年4月21日の間、砂川市に住所（公職選挙法10条1項5号、9条2項）を有していたか。

### 第2 札幌高等裁判所の判断

#### 1 認定事実

##### (1) 前住所（深川市多度志の市営住宅）からの転居

被告補助参加人は、平成30年11月頃まで、深川市多度志の市営住宅（前住所）に四女と生活していた。同じ頃、被告補助参加人は、日本共産党砂川市委員会との間で、本件選挙の候補者となることについて協議し、被選挙権を取得するため、砂川市に転入することとした。被告補助参加人は平成30年12月3日、砂川市役所に対し、二女及び四女とともに転入した旨の転入届を提出し、同じ頃、郵便局に深川市のアパートを新住所として届け出た。

##### (2) 深川市のアパートでの生活状況

被告補助参加人は、平成30年11月8日、深川市のアパートを賃借する旨の契約をした。四女は、深川市のアパートで生活し、前住所地から通っていた中学校に引き続き通学した。

##### (3) 本件住所地（砂川市のアパート）での生活状況等

被告補助参加人は、平成30年12月6日、本件住所地のアパートを賃借する契約をした。本件住所地には電化製品を備え付けなかった。被告補助参加人は（本件選挙後の）令和元年12月頃砂川市西3条に転居した。

深川市教育委員会は、平成31年3月頃、（中学生の四女に係る）区域外就学申請書の提出を受けた。

被告補助参加人は、平成31年4月14日、日本共産党が管理している「しんぶん赤旗電子版」等において、「4人の娘を持つシングルマザー、上3人の娘は独立し、中学生の四女と暮らしています」と自己紹介した。

一般財団法人日本エネルギー経済研究所の統計（平成18年度）によれば、北海道の1世帯当たりのプロパンガス消費量は月平均4.0立方メートル、北海道の1世帯当たりの灯油月平均使用量は144.5リットルであり、年間使用量が100リットルの世帯は存在していなかった。

滝川市は深川市及び砂川市に隣接しており、平成31年1月の最低気温は、  
 -21.8℃、2月-20℃、3月-12℃、4月-6.6℃であった。

## 2 検 討

- (1) 被告補助参加人の砂川市への転居理由  
 本件選挙における被選挙権の取得が目的であった。
- (2) 転居届における転送先  
 郵便局に対し、深川市のアパートを新住所として届け出た。
- (3) 四女の生活場所  
 深川市のアパートで生活し、転居前（深川市内）の中学校に通学していた。
- (4) 区域外就学申請書  
 本件申請書は、被告補助参加人が作成名義人であり、被告補助参加人は、  
 住民登録地を砂川市のアパートとするものの、生活の拠点は四女が居住する  
 深川市のアパートである旨記載されていた。
- (5) 広報における自己紹介の内容  
 平成31年4月14日頃、日本共産党やその後援会が管理・発行する広報  
 において、四女と共に生活している旨の自己紹介を行った。
- (6) 家電製品  
 深川市のアパートには洗濯機・冷蔵庫を備え付けたが砂川市のアパートに  
 は備え付けなかった。
- (7) 電気・ガス・水道・灯油の使用状況  
 深川市における使用量は砂川市におけるそれを大きく上回っていた。

諸事情を検討すると、被告補助参加人は、本件住所地（砂川市のアパート）  
 を一定程度利用したといえる。しかし、本件住所地は、被選挙権を取得するた  
 め、転入先として定める必要性に基づき賃借した場所であった。中学生の四女  
 は、被告補助参加人と深川市のアパートで生活していた。自己紹介等において、  
 深川市のアパートで生活している旨記載したと認められる。

したがって、本件期間中、客観的に被告補助参加人の生活の本拠たる実体を  
 具備していたのが本件住所地であったとは認められない。かえって、深川市の  
 アパートであったと認められる。

## 第3 結 論

以上によれば、原告の請求は理由があるから認容すべきである。

(参考：札幌高等裁判所判決（令和2年12月17日）18頁より抜粋)

### ※砂川市のアパート(本件住所地)の電気等使用量

(1)電気		(2)水道		(3)ガス		(4)灯油	
請求年月	使用量(kWh)	請求年月	使用量(m <sup>3</sup> )	請求年月	使用量(m <sup>3</sup> )	請求年月	使用量(l)
H31.1	6	H31.1	0	H31.1	0.0	H31.1	0.7
H31.2	13	H31.2	0	H31.2	0.4	H31.2	0.3
H31.3	22	H31.3	0	H31.3	0.4	H31.3	0.7
H31.4	31	H31.4	1	H31.4	1.0	H31.4	0.0
R1.5	20	R1.5	0	R1.5	-	R1.5	-